

議第 36 号

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護予防認知症対応型生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に改める。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48

条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中

第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第47条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第55条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を

図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第66条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 8 8 条中「及び第 6 3 条」を「、第 6 3 条及び第 6 5 条の 2」に改める。

第 9 3 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、この条例による改正後の大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 3 条第 3 項（新条例第 6 7 条及び第 8 8 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、新条例第 3 3 条第 1 項に規定する重要事項をウェブサイトに掲載することを要しないものとする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、新条例第 5 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は、新条例第 6 5 条の 2（新条例第 8 8 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 6 5 条の 2 中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 37 号

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成26年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者で
ある指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」
という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係
る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の
介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以
下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規
定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が

前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問

して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第34条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第34条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第34条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第34条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第37条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、指定介護予防支援事業者は、新条例第24条第1項に規定する重要事項をウェブサイトに掲載することを要しないものとする。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 38 号

大分市道占用料条例及び大分市道路及び河川等の法定外公共物の
管理に関する条例の一部改正について

大分市道占用料条例及び大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市道占用料条例及び大分市道路及び河川等の法定外公共物の
管理に関する条例の一部を改正する条例

(大分市道占用料条例の一部改正)

第1条 大分市道占用料条例（昭和40年大分市条例第20号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 占用の期間が1月未満であるときは、占用料の額（前2号の規定によ
り算定を行う場合にあつては、その算定後の額）に100分の110を
乗じるものとする。

第2条第1項に次の2号を加える。

(4) 1件の料金が100円未満のときは、これを100円とする。

(5) 算定した占用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て
るものとする。

第4条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「前項の」を
「同項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加
える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定

による占用料の納付の時期を変更することができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	670
	第2種電柱	1年	1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	590
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		510
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	2,200
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72

	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの				110
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの				140
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの				250
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				360
	外径が1メートル以上のもの				720
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4
			その他のもの		12
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	960
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600
			地下に設けるもの		360
	その他のもの				
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が2のもの			
		階数が3以上のもの			
	上空に設ける通路				1,100
	地下に設ける通路				660
その他のもの				1,200	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日	22
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	220

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	220
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22
		その他のもの	1本につき1月	220
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200
		その他のもの		1,100
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額

(大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第2条 大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例（平成15年大分市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「たい積し」を「堆積し」に改める。

第13条第2項第5号を次のように改める。

(5) 占用の許可の期間が1月未満であるときは、占用料の額（前4号の規定により算定を行う場合にあつては、その算定後の額）に100分の110を乗じるものとする。

第13条第2項に次の2号を加える。

(6) 占用料等の確定金額の全額が100円に満たないときは、その全額を100円とする。

(7) 算定した占用料等の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による占用料等の納付の時期を変更することができる。

第17条第3項中「さく」を「柵」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

道路に係る占用料

占用物件		占用料	
		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき 1年	円 670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	590
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		510
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	2,200
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,200	
水管、下水道管、ガスパ管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの				140
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの				250
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				360
	外径が1メートル以上のもの				720
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4
			その他のもの		12
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	960
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	600
		地下に設けるもの			360
	その他のもの				1,200
天幕、日よけ、雨よけその他これらに類するもの				占有面積1平方メートルにつき1年	1,200
通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路			占有面積1平方メートルにつき1年	1,100
	地下に設ける通路				660
	その他のもの				1,200
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占有面積1平方メートルにつき1日	22
	その他のもの			占有面積1平方メートルにつき1月	220
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	220
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1月	2,200

		ルにつき 1 年	
標識		1 本につき 1 年	9 6 0
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	2 2
	その他のもの	1 本につき 1 月	2 2 0
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	2 2
	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 2 0
アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	2, 2 0 0
	その他のもの		1, 1 0 0
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 2 0
防火地域において既存建築物に代えて耐火建築物を建築する期間中の仮設店舗その他の仮設建築物			1 2 0
その他		市長がその都度定める。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い市道占用料等の額を改定するとともに、それらの算定方法等を変更いたしたく本案を提出する。

議第 39 号

大分市自転車駐車場条例の一部改正について

大分市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大分市自転車駐車場条例（平成24年大分市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「以下のもの」の次に「及び定格出力が1キロワット以下のもの」を加え、同条第4号中「超えるもの」の次に「及び定格出力が1キロワットを超えるもの」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第11条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1中

「

大分市祝祭の広場駐輪場	大分市府内町一丁目1番1
-------------	--------------

」を

「

大分市祝祭の広場駐輪場	大分市府内町一丁目1番1
大分市府内町一丁目駐輪場	大分市府内町一丁目101番地2

」に、

「

大分市大分駅高架下西駐輪場	大分市要町112番
---------------	-----------

」を

「

大分市大分駅高架下西駐輪場	大分市要町 1 1 2 番
大分市西大分駅駐輪場	大分市生石二丁目 7 4 番

」に

改める。

別表第 2 中

「

大分市祝祭の広場駐輪場	自転車	無料
	自動二輪車	1 時間以内無料 1 時間を超えた場合 1 時間までごとに 1 0 0 円。 ただし、1 日 4 0 0 円を上限とする。

」を

「

大分市祝祭の広場駐輪場	自転車	無料
	自動二輪車	1 時間以内無料 1 時間を超えた場合 1 時間までごとに 1 0 0 円。 ただし、1 日 4 0 0 円を上限とする。
大分市府内町一丁目駐輪場	自転車	無料

」に、

「

大分市大分駅高架下西駐輪場	自転車	無料
	原動機付自転車	
	小型自動二輪車	

」を

「

大分市大分駅高架下西駐輪場	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車	無料
大分市西大分駅駐輪場	自転車 原動機付自転車	無料

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

大分市府内町一丁目駐輪場及び大分市西大分駅駐輪場を設置するとともに、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 40 号

大分市水道事業給水条例の一部改正について

大分市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第19条第3項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第36条第2項ただし書及び第41条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 41 号

大分市奨学資金に関する条例の一部改正について

大分市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大分市奨学資金に関する条例（昭和40年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「後期課程、」の次に「特別支援学校の高等部及び」を加え、「及び大学」を「並びに大学（大学院を除く。以下同じ。）、専修学校の専門課程等（以下「大学等」という。））」に、「修学困難な者」を「修学困難な者等」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（奨学資金の種類）

第2条の2 奨学資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 給付型奨学資金
- (2) 貸与型奨学資金
- (3) 返還免除型奨学資金

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（奨学生の資格）」を付し、同条各号列記以外の部分中「奨学生」を「給付型奨学資金及び貸与型奨学資金に係る奨学生」に改め、同条第1号中「大分市内」を「市内」に改め、同条第2号中「高等学校等」の次に「（特別支援学校の高等部を除く。第5条第1項、第6条第1項及び第14条第2項において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 返還免除型奨学資金に係る奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 高等学校等の最終学年に在学中の者（市外の高等学校等の最終学年に在学中の者にあつては、保護者が市内に住所を有しているものに限る。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 高等学校等を卒業する予定の日の属する年度の末日の翌日から起算して1月を超えない範囲内において、国内の大学等に入学予定の者

イ 高等学校等を卒業する予定の日の属する年度の末日の翌日から起算して1年を超えない範囲内において、国外の学校（大学に相当するものとして教育委員会が別に定める学校に限る。）に入学予定の者

(3) 大学等を卒業後、本市において市の発展に貢献し、活躍する強い意志を有していると認められる者

(4) 学業人物ともに優秀と認められる者

(5) 進学に当たり経済的な支援を希望する者

第4条中「奨学資金」を「異なる種類の奨学資金」に改める。

第5条第1項中「給付による奨学資金」を「給付型奨学資金」に改め、同条第2項中「前項の奨学資金」を「給付型奨学資金」に改める。

第6条第1項中「貸与による奨学資金」を「貸与型奨学資金」に改め、同条第2項中「前項の奨学資金」を「貸与型奨学資金」に改め、同条に次の2項を加える。

3 返還免除型奨学資金は、奨学生が在学する大学等の最短修学期間の終期まで、別表に定める金額を無利子で貸与するものとする。

4 返還免除型奨学資金（入学一時金を除く。）は、6月に一度奨学生の保護者又は本人に渡すものとする。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、別表に定める学費の年額を一時に渡すことができる。

第7条中「推せん」を「推薦」に改める。

第8条第1項中「毎年」を「毎年度」に改める。

第9条第4号を次のように改める。

(4) 保護者（返還免除型奨学資金に係る奨学生であつて、市内の高等学校等に在学していた者の保護者を除く。）が市内に住所を有しなくなったとき（保護者の死亡による場合を除く。）。

第11条第1項中「翌月」の次に「（返還免除型奨学資金にあつては、その奨学生が貸与を終了した日の属する月の翌月）」を加える。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、返還免除型奨学資金については、その返還義務者が大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日までの間、前条第1項の規定にかかわらず、当該返還免除型奨学資金の返還を猶予することができる。ただし、当該期間に第4項の規定により奨学資金の全部又は一部の返還を免除された場合は、この限りでない。

第12条に次の1項を加える。

4 前項に規定するもののほか、返還免除型奨学資金の返還義務者が、大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日までの間において、市内に住所を有し、又は市内の事業所等に就業し、かつ、市内に住所を有し、又は市内の事業所等に就業した日から起算して教育委員会が別に定める日までの間において、市内に居住を継続し、又は市内の事業所等に就業を継続していると認められたときは、前条第1項の規定にかかわらず、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第14条第1項中「奨学生」の次に「（返還免除型奨学資金に係る奨学生を除く。）」を加え、同条第2項中「奨学資金を給付された」を「給付型奨学資金に係る」に改め、同条に次の1項を加える。

3 返還免除型奨学資金に係る奨学生は、大学等に入学後直ちに在学証明書

を、毎学年の初めに学業成績表又は在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

附則第4項中「貸与による奨学資金」を「貸与型奨学資金」に、「推せん」を「推薦」に改める。

附則第7項中「大分市内」を「市内」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

種類	金額
入学一時金	大分県内の大学等に進学する者 50万円
	大分県外の大学等に進学する者 80万円
学費	年額 50万円

第2条 大分市奨学資金に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条各号列記以外の部分中「及び貸与型奨学資金」を削り、同条第2号中「、第6条第1項及び第14条第2項」を「及び第14条第1項」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条の見出し中「区分、」を削り、同条第1項及び第2項を削り、同条中第3項を第1項とし、第4項を第2項とする。

第11条第1項中「貸与した奨学資金」を「返還免除型奨学資金」に、「から6月を経過する日の属する月の翌月（返還免除型奨学資金にあっては、その奨学生が貸与を終了した日の属する月の翌月）」を「の属する月の翌月」に改める。

第12条を次のように改める。

（返還の猶予及び免除）

第12条 返還免除型奨学資金の返還義務者が大学等を卒業した日の属する

月の翌月の初日から起算して5年を経過する日までの間は、前条第1項の規定にかかわらず、奨学資金の返還を猶予することができる。ただし、当該期間に第3項の規定により奨学資金の全部又は一部の返還を免除された場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、返還免除型奨学資金の返還義務者が進学又は疾病その他やむを得ない事情のため、その返還が困難であると認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、相当の期間これを猶予することができる。

3 返還免除型奨学資金の返還義務者が、大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日までの間において、市内に住所を有し、又は市内の事業所等に就業し、かつ、市内に住所を有し、又は市内の事業所等に就業した日から起算して別に定める日までの間において、市内に居住を継続し、又は市内の事業所等に就業を継続していると認められたときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

4 前項に規定するもののほか、返還免除型奨学資金の返還義務者が死亡、疾病その他やむを得ない事情のためその返還が特に困難又は不能であると認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第14条第1項を次のように改める。

給付型奨学資金に係る奨学生は、高等学校等に入学後直ちに在学証明書を、毎学年末に学業成績表又は在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

第14条第2項を削り、同条中第3項を第2項とする。

附則第3項の前の見出し、同項、附則第4項及び第5項並びに附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第7項を

附則第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に同条の規定による改正前の大分市奨学資金に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の2第2号の貸与型奨学資金の貸与を受けている奨学生に係る改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の条例附則第3項の規定に基づき奨学資金の貸与を受けている奨学生に係る改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

奨学資金の種類を追加するとともに、貸与型奨学資金を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 42 号

大分市スポーツ施設条例の一部改正について

大分市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立信也

大分市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

大分市スポーツ施設条例（平成15年大分市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

大分市大在東グラウンド	大分市大在浜二丁目18番1号
-------------	----------------

別表に次のように加える。

6 大分市大在東グラウンド使用料

区分	使用料	備考
グラウンド	1時間につき 2,140円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
会議室	1時間につき 340円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 会議室は、グラウンドを使用する場合に限り、併せて使用することができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公

布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第2条の表に掲げる大分市大在東グラウンドの使用の許可及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

提案理由

大分市大在東グラウンドを設置いたしたく本案を提出する。

議第 43 号

大分市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
廃止について

大分市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を
廃止する条例

大分市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第48号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の廃止に伴い、条例を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 44 号

大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について

大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第67号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に係るなおその効力を有するものとされた期間の満了に伴い、条例を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 45 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を別府市の住民の利用に供する。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町3番45号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目5番38号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を別府市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 46 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を臼杵市の住民の利用に供する。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町3番45号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目5番38号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を臼杵市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 47 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を津久見市の住民の利用に供する。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町3番45号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目5番38号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を津久見市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 48 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を竹田市の住民の利用に供する。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町 3 番 4 5 号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目 5 番 3 8 号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を竹田市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 49 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を豊後大野市の住民の利用に供する。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町3番45号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目5番38号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 50 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を由布市の住民の利用に供する。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町3番45号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目5番38号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 5 1 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を日出町の住民の利用に供する。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町 3 番 4 5 号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目 5 番 3 8 号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を日出町の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 52 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり別府市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 別府市男女共同参画センター

所在地 別府市大字別府字野口原3030番地16

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

別府市が負担する。

提案理由

別府市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 53 号

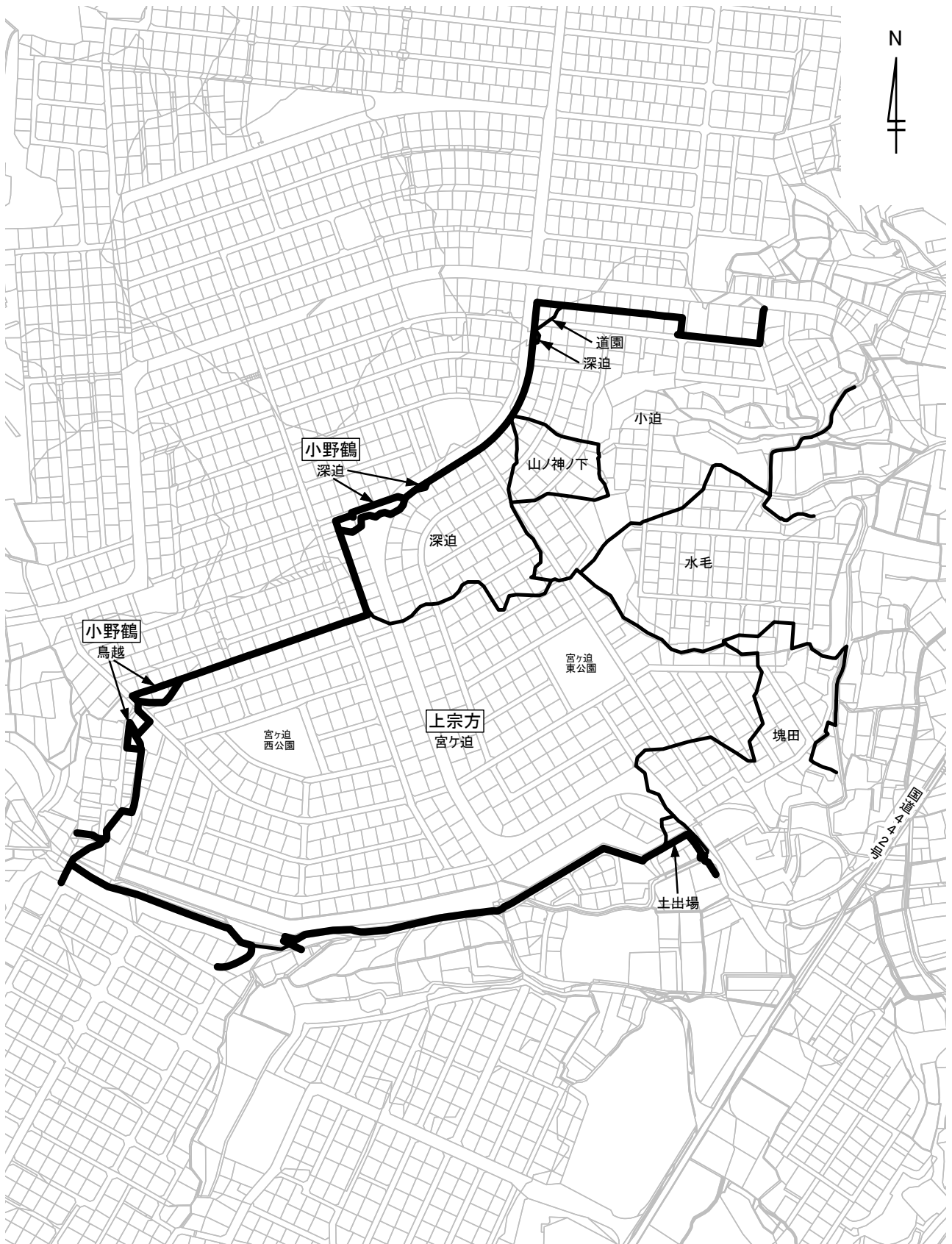
字の区域及びその名称の変更について



令和7年1月11日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

別図その1 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
	大字界
	字 界

0 50 100m

別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例
—— 町 界

提案理由

上宗方地区の一部及び小野鶴地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 54 号

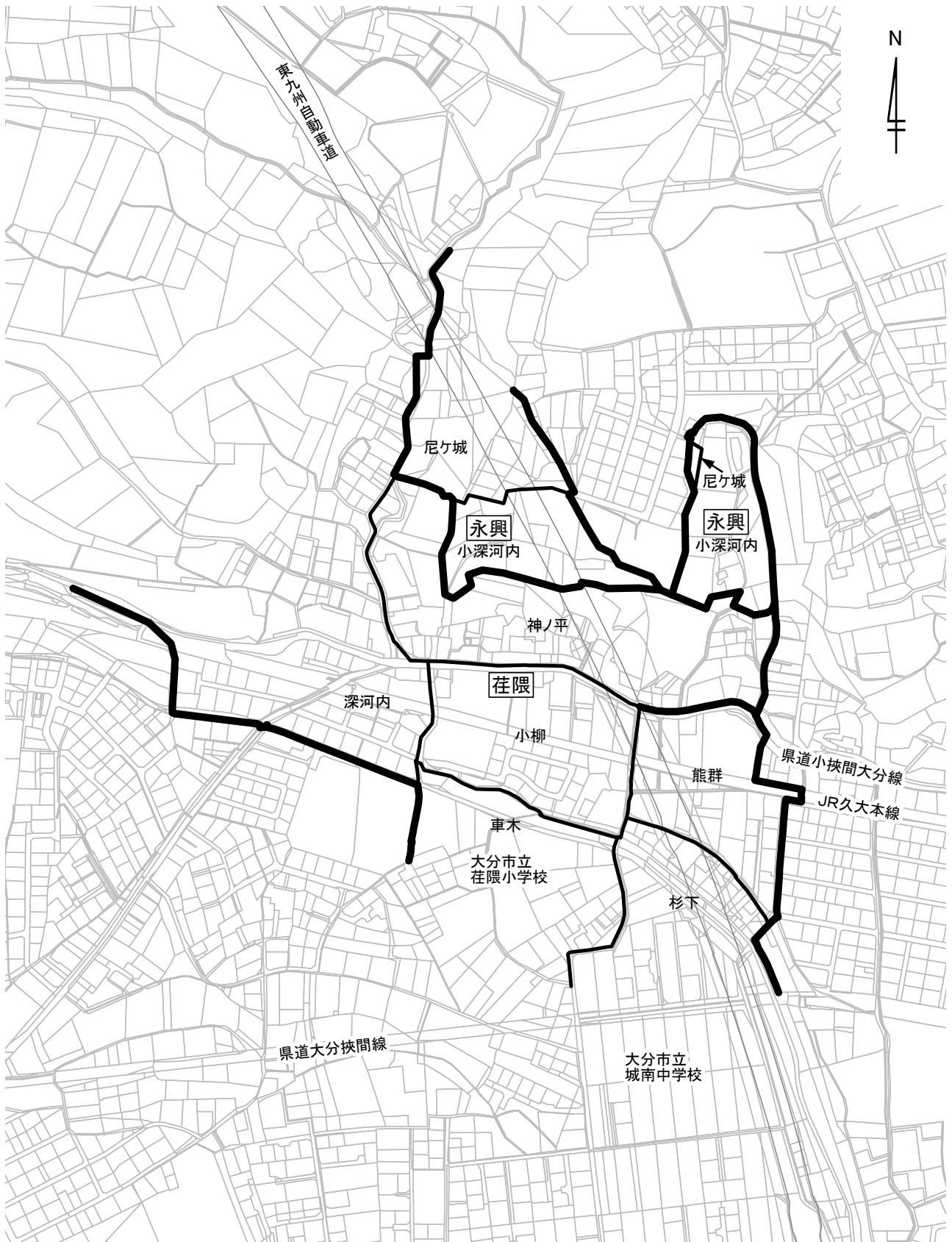
字の区域及びその名称の変更について



令和7年1月11日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

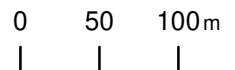
令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

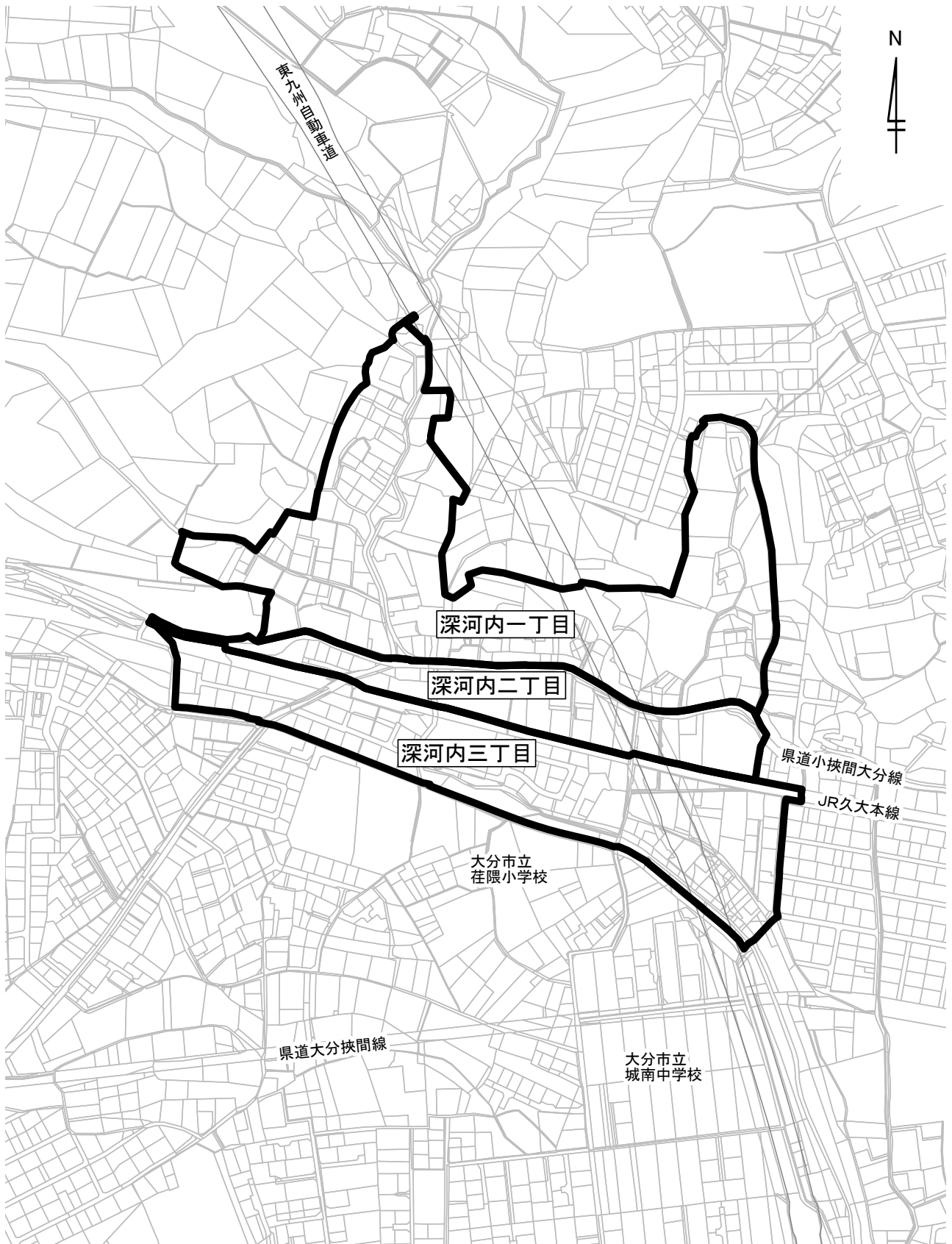
別図その1 現在の字の区域及びその名称



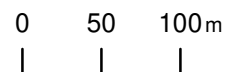
凡 例	
	大字界
	字 界



別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例
—— 町 界



提案理由

荏隈地区の一部及び永興地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

深河内の住居表示変更に関する署名を提出します

2024年2月5日

住居表示の変更は時期尚早 有志一同

深河内は、家が立ち並び建て込んで住所整理をしなければならないほどの状況ではないと思います。町内はまだ変化すると思います。成り立ちからして比較的分かりやすい町内ではないでしょうか。また緊急車両などは通報したらすぐに着くとのことですが、一本化と言っても、土地・建物と本籍・住民票とで2本立てに変わりありません。住居表示の変更をしないからといって特に不都合はありません。わずらわしいことのほうが多い。押し付けはごめんです。町内は危険箇所も多く空き地も空き家もあちこちにあります。住居表示の変更は時期尚早であり、やめていただくことを求めます。

4年前の住居表示説明会では賛同者は無く、今回は町内の班を5つに分け、また老人会も含めて計6回もの説明会が行われました。これに参加は有権者比で21%、世帯比で38%でした。

ところが A は、多くの人が望む「選択肢は適切にして投票は無記名で！」という声には耳を傾けず、住民が嫌がる「記名投票」を連続して強行しました。

- ① 先ず、住民投票をやるかどうかの議案については、記名での2週間にわたる書面投票を行いました。これに応じた世帯は全体の半数以下でした。また記名による意見書回収でも圧倒的多くの人は表明なしで賛成は3割位でした。にもかかわらず、続いて賛否を問う住民投票を行いました。
- ② 全有権者対象に、「変更」に賛成かどうかの記名投票では、班長を通じて班ごと世帯ごとの投票用紙を2週間にわたって届けて回収し、投票届け先は3名の役員の自宅にでした。更に投票しなかった方には賛成を促すような声かけもしながら3週目に公民館での投票も実施。「選管」も置かず、誰がどう投票したか判る記名投票でしたので「こんなやり方は嫌だなあ」という声が聞かれ、3週間に渡っての投票取り組みにもかかわらず、これに応じたのはやっと半数ちょっとでした。そして発表された賛成は投票者の中では多かったようですが、全有権者比では43.5%となっています。

これで市が以前から言ってきた「住民の圧倒的多数が賛成ならば」ということになるのでしょうか？

★「変更すれば救急車も消防車も早く着くよ」とお年寄りを煽っていましたが、「変更しないからと言って緊急車両の到着には不都合は無い」と関係者は言っています。

- ◎よって住居表示の変更には異議あり。変更は次期尚早。今回の変更は止めて頂きたい！
深河内の住居表示の変更に対する「変更」を請求します。

以上

議第 55 号

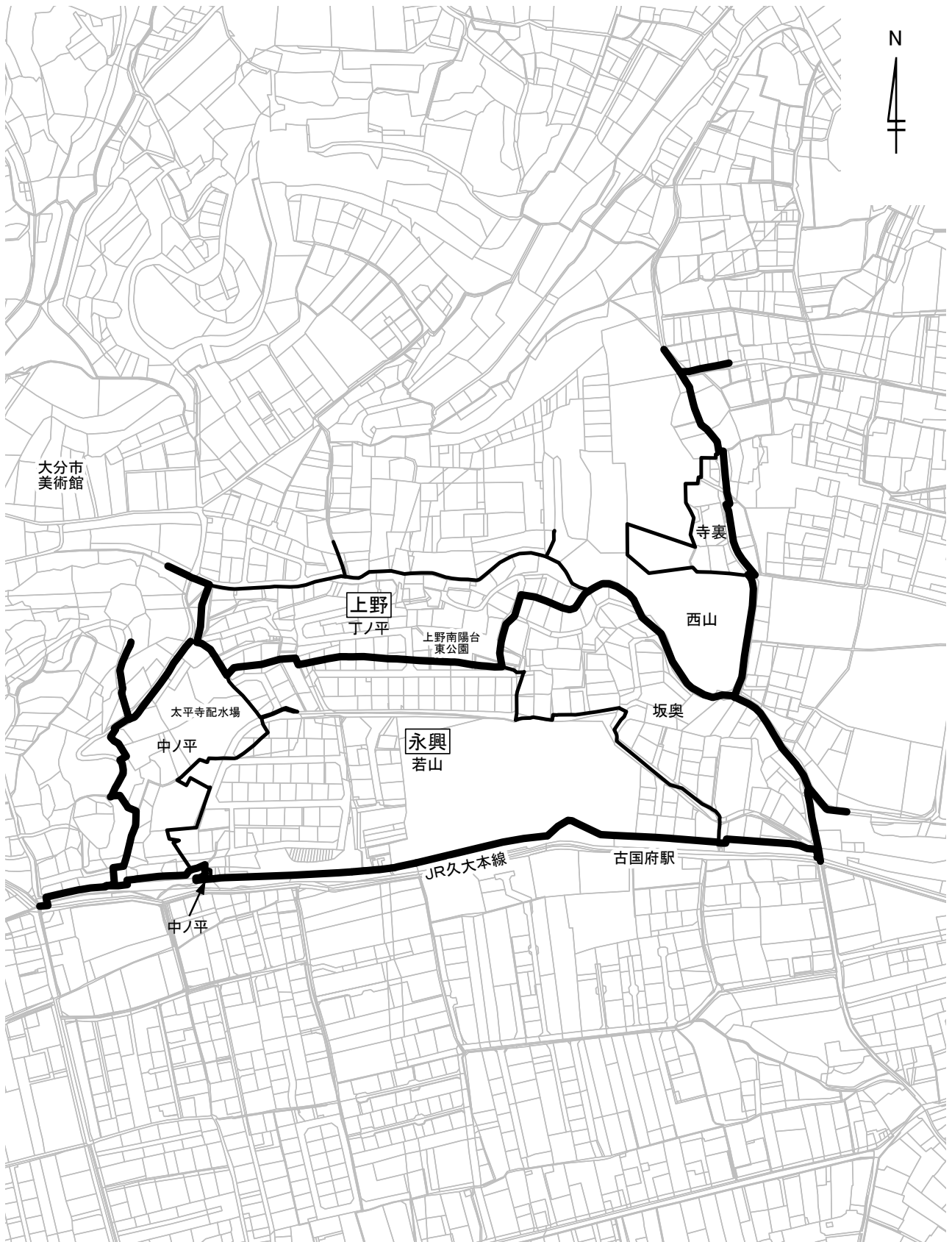
字の区域及びその名称の変更について



令和7年1月11日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

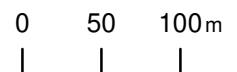
令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

別図その1 現在の字の区域及びその名称



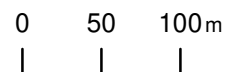
凡 例	
	大字界
	字 界



別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例
—— 町 界



提案理由

永興地区の一部及び上野地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 56 号

公有水面埋立てについて

次に掲げる区域の公有水面埋立てについて異議のない旨大分県知事に答申したいので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定に基づき議決を求める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 出願人 大分市大手町三丁目1番1号
大分県
代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 2 埋立区域 大分市大字大在6番地の地先公有水面

提案理由

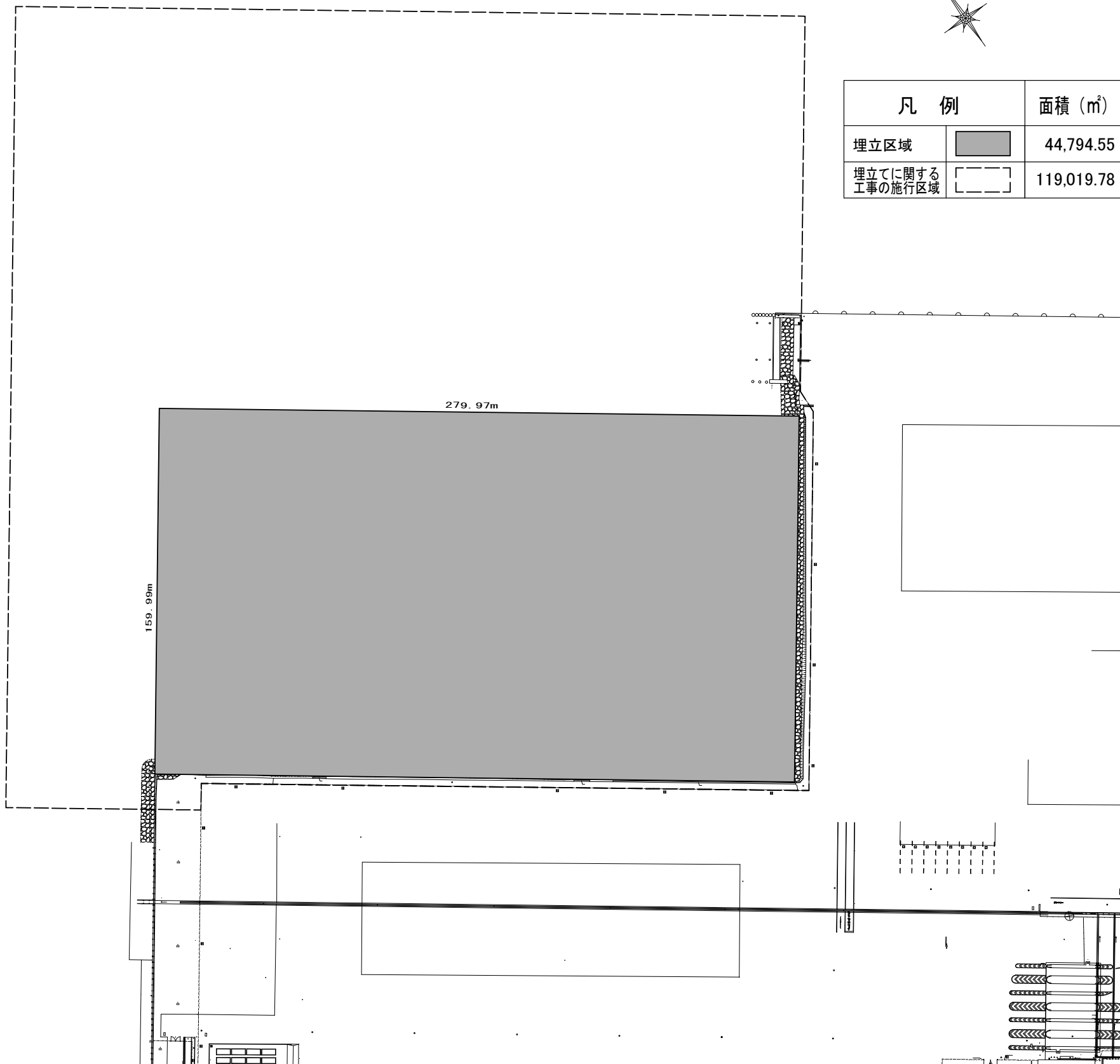
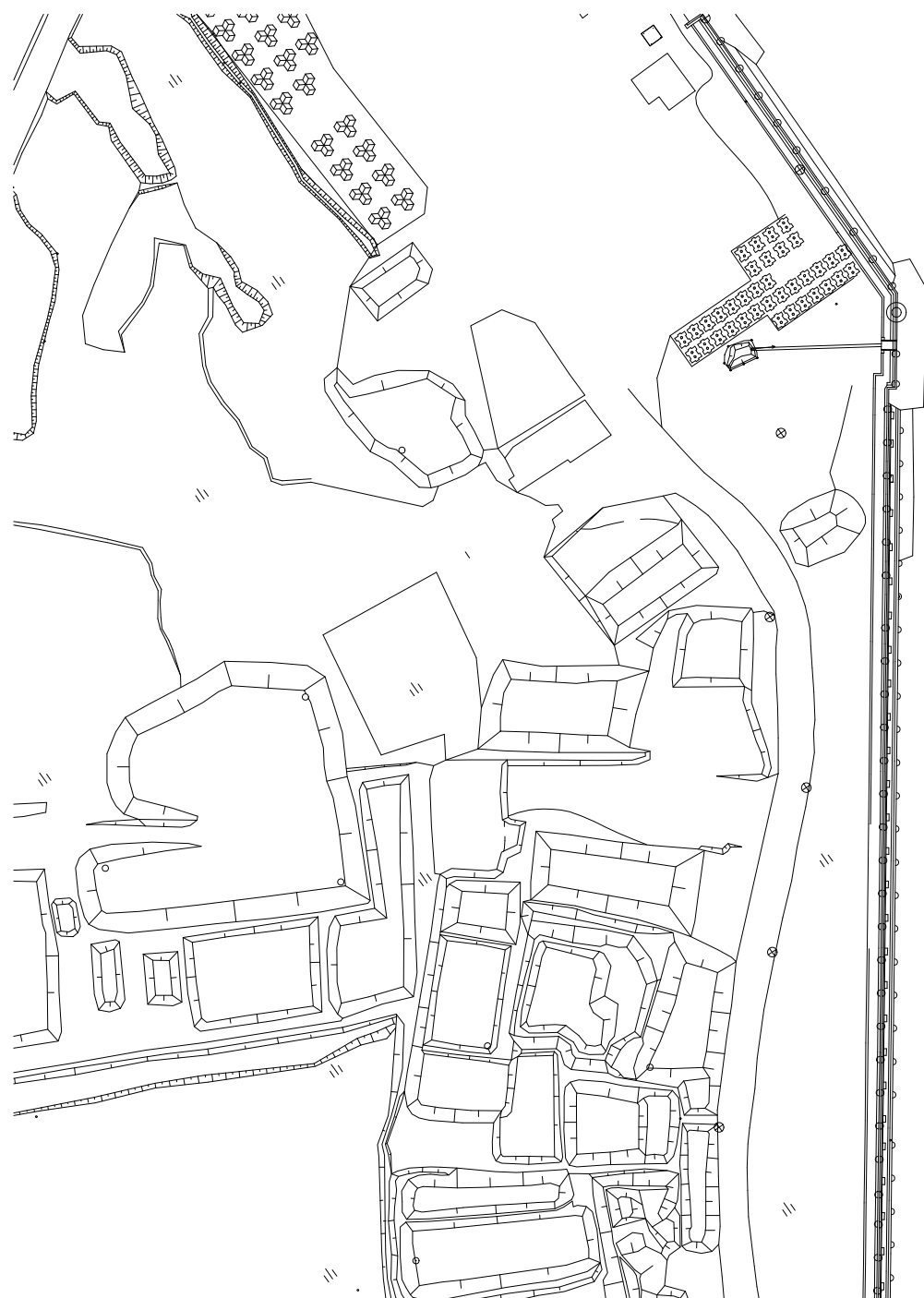
大分港大在コンテナターミナルにおける港湾機能施設整備事業に伴う埋立てについて、大分市長へ意見を求められたので本案を提出する。



大分県出願に係る公有水面埋立計画



凡 例		面積 (㎡)
埋立区域		44,794.55
埋立てに関する工事の施行区域		119,019.78



議第 57 号

市有財産の処分について

次のように市有財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大分市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年3月4日 提 出

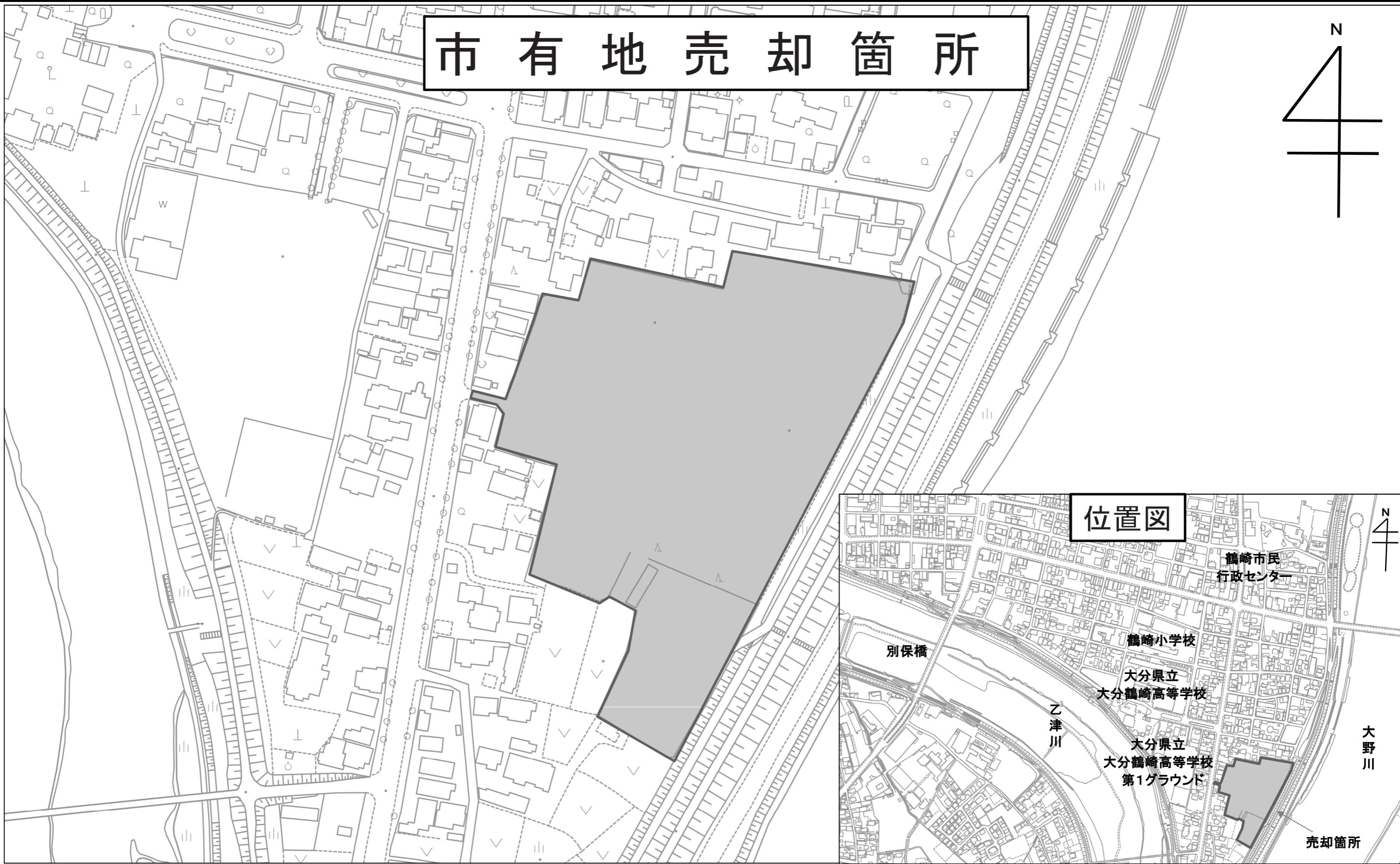
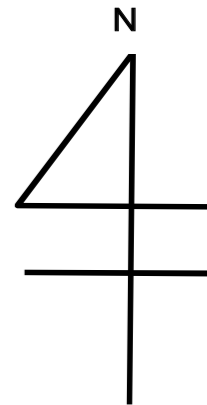
大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 土地の所在 | 大分市大字鶴崎字国宗町510番1外2筆 |
| 2 | 面 積 | 22,395.19平方メートル |
| 3 | 売却価額 | 350,327,115円
平方メートル当たり 15,642円 |
| 4 | 処分の方法 | 随意契約による売却 |
| 5 | 処分の相手方 | 大分市大手町三丁目1番1号
大分県
大分県知事 佐 藤 樹一郎 |

提案理由

市有財産を大分県立大分鶴崎高等学校の第2グラウンド用地として処分いたしたく本案を提出する。

市有地売却箇所



位置図



■■■■売却箇所

議第 58 号

土地買収について

次のとおり土地を買収する。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

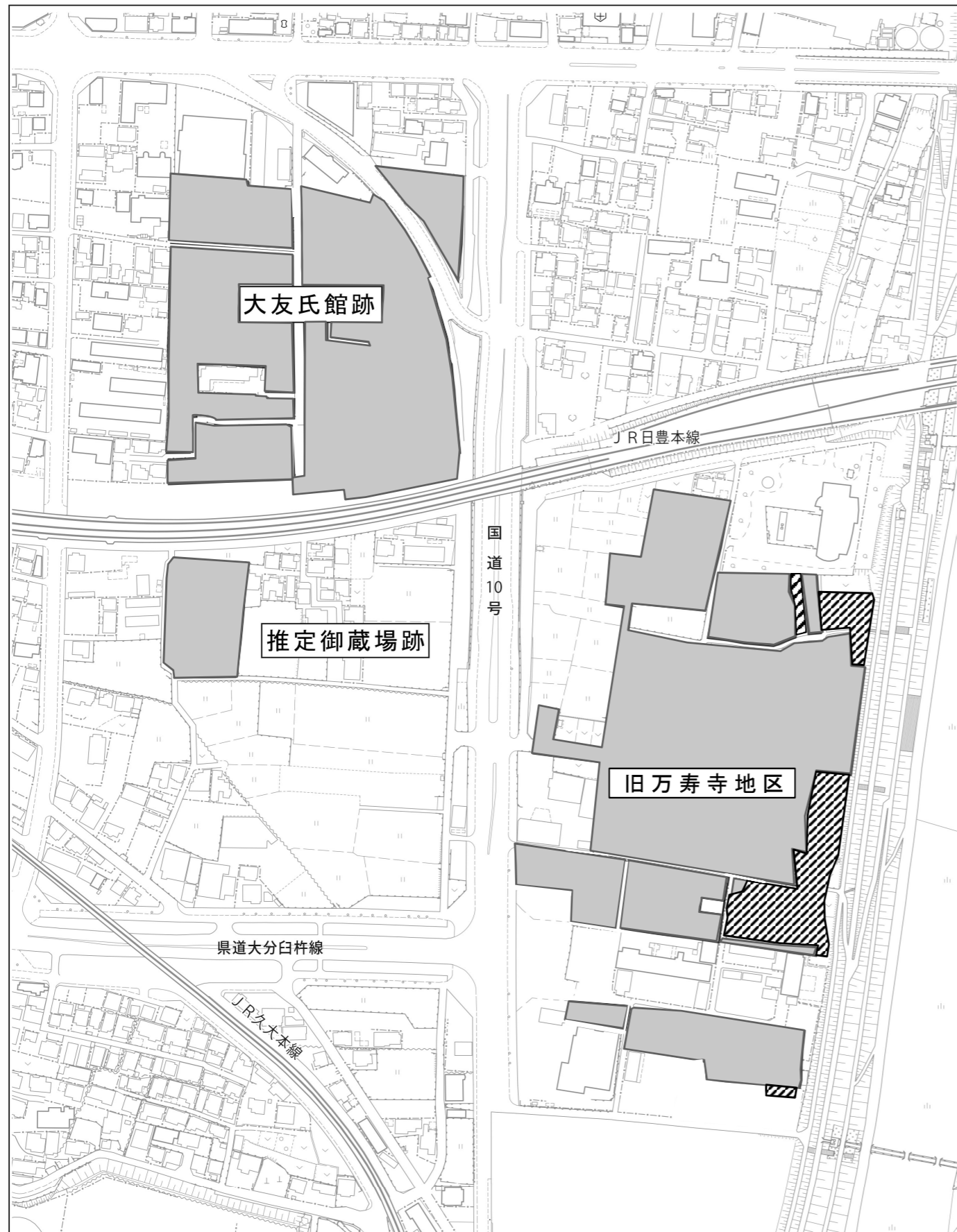
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 買収の目的 | 大友氏遺跡保存整備事業用地 |
| 2 | 面 積 | 6,418.02平方メートル |
| 3 | 位 置 | 大分市大字大分字堀ノ口3986番1外17筆 |
| 4 | 価 額 | 435,124,015円
平方メートル当たり 67,797円 |
| 5 | 相 手 方 | 大分市城崎町二丁目3番32号
大分県土地開発公社
理事長 山 本 修 司 |

提案理由

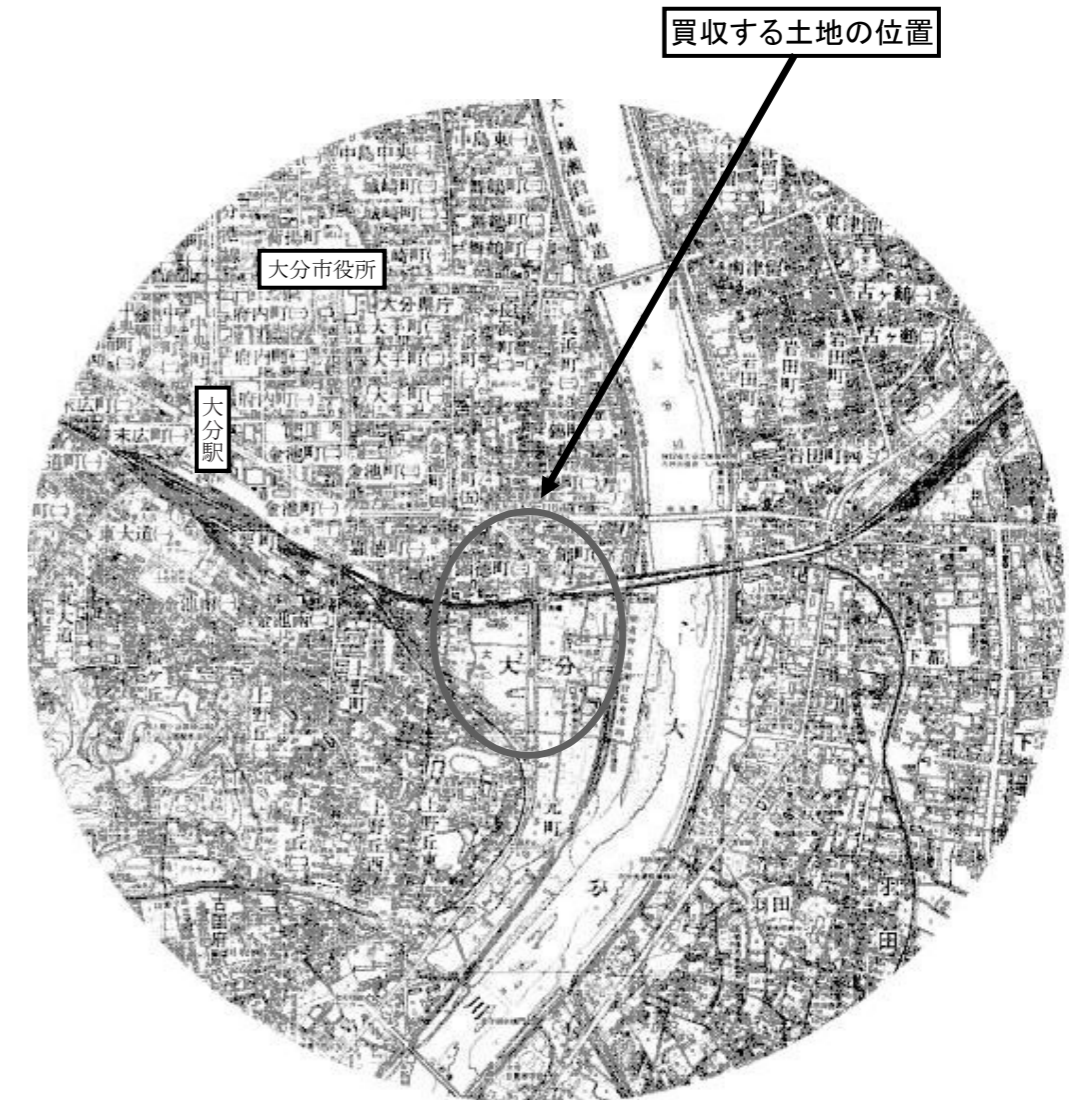
大友氏遺跡保存整備事業用地を買収いたしたく本案を提出する。

大友氏遺跡保存整備事業 用地買収箇所

位置図



今回買収箇所  買収済箇所 



議第 59 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契 約 の 目 的 大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業 建設工事
- 2 契約締結年月日 令和5年4月3日
- 3 契約の相手方 大分市中島西三丁目5番1号
株式会社 佐伯建設
代表取締役社長 川 崎 栄 一
- 4 変 更 事 項 工 期
変更前 完成 令和6年3月29日
変更後 完成 令和6年5月31日

提案理由

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業に係る建設工事請負契約について工期を変更いたしたく本案を提出する。

議第 60 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,203,704円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 大分市西春日町8番12号
氏名 川 野 嘉 久
資格 公認会計士 |

提案理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法第252条の36第1項の規定により本案を提出する。

議第 6 1 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

認定する市道路線

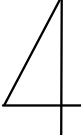
路 線 名	起 点	終 点
中判田 5 号線	大字中判田	大字中判田
荏隈 1 1 号線	大字荏隈	大字荏隈
木ノ上 2 2 号線	大字木上	大字木上
幸崎停車場 2 号線	大字本神崎	大字本神崎
横尾 1 3 6 号線	大字横尾	大字横尾

提案理由

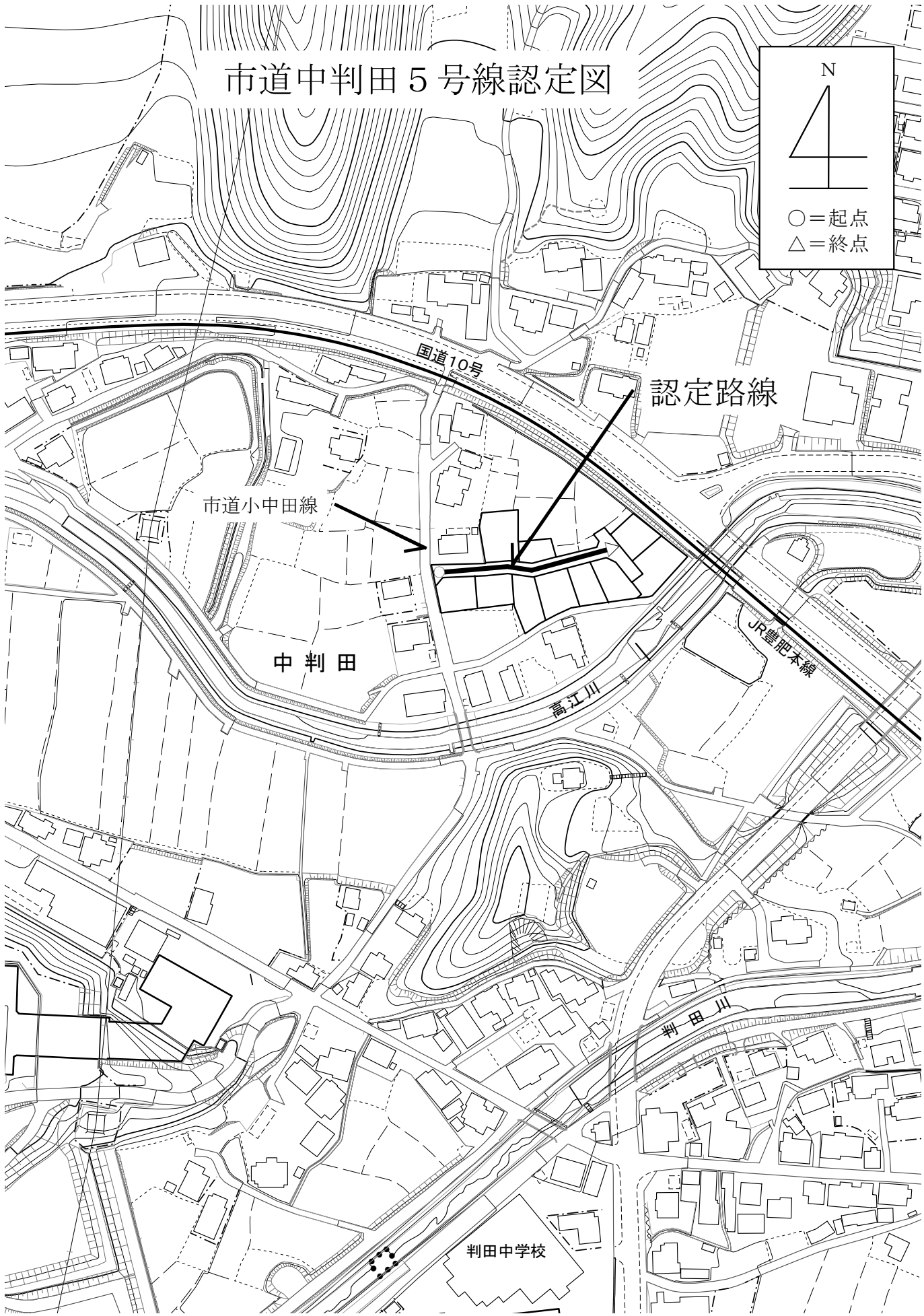
市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。

市道中判田5号線認定図

N



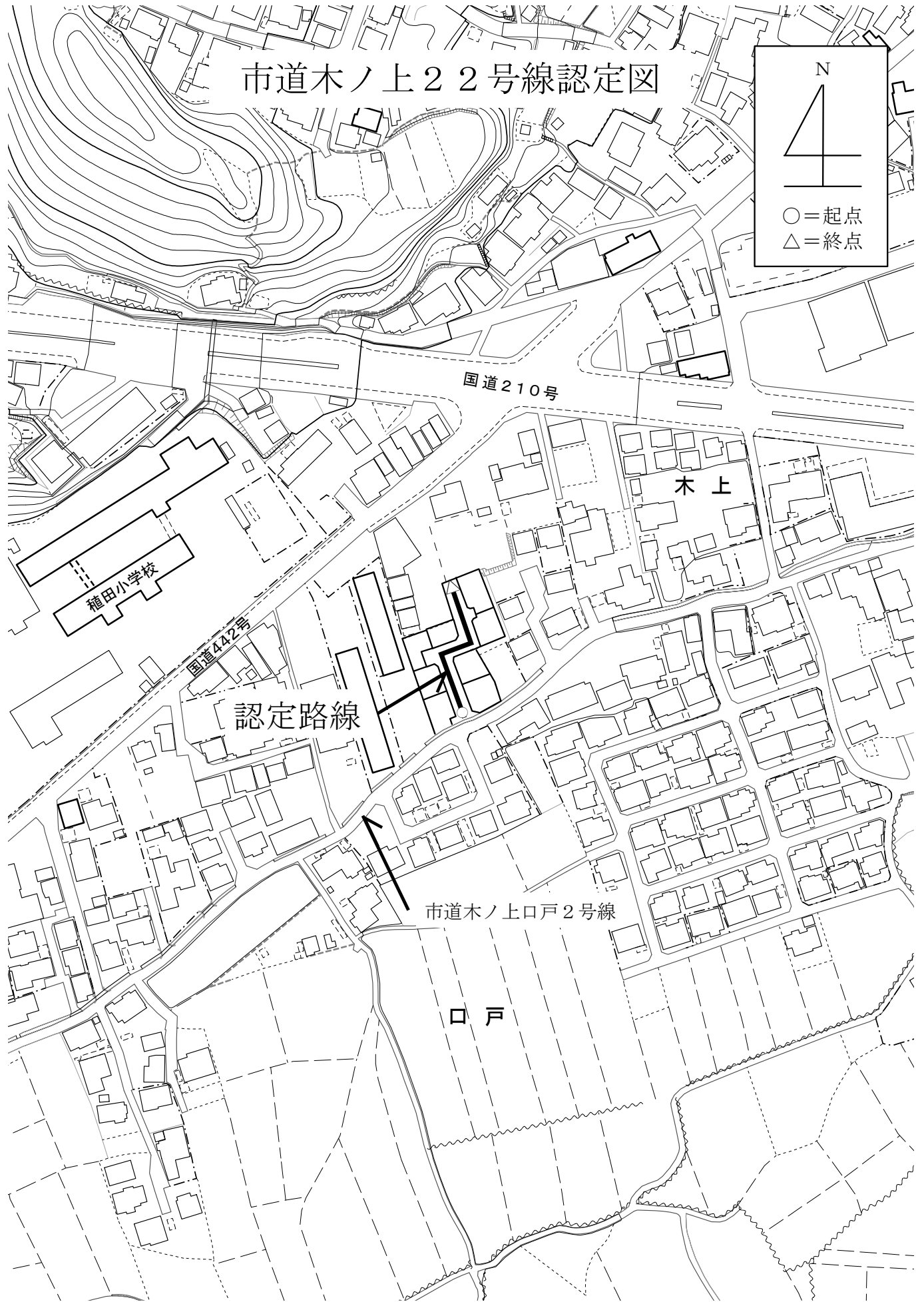
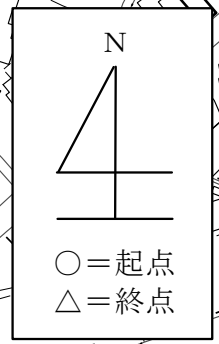
○=起点
△=終点



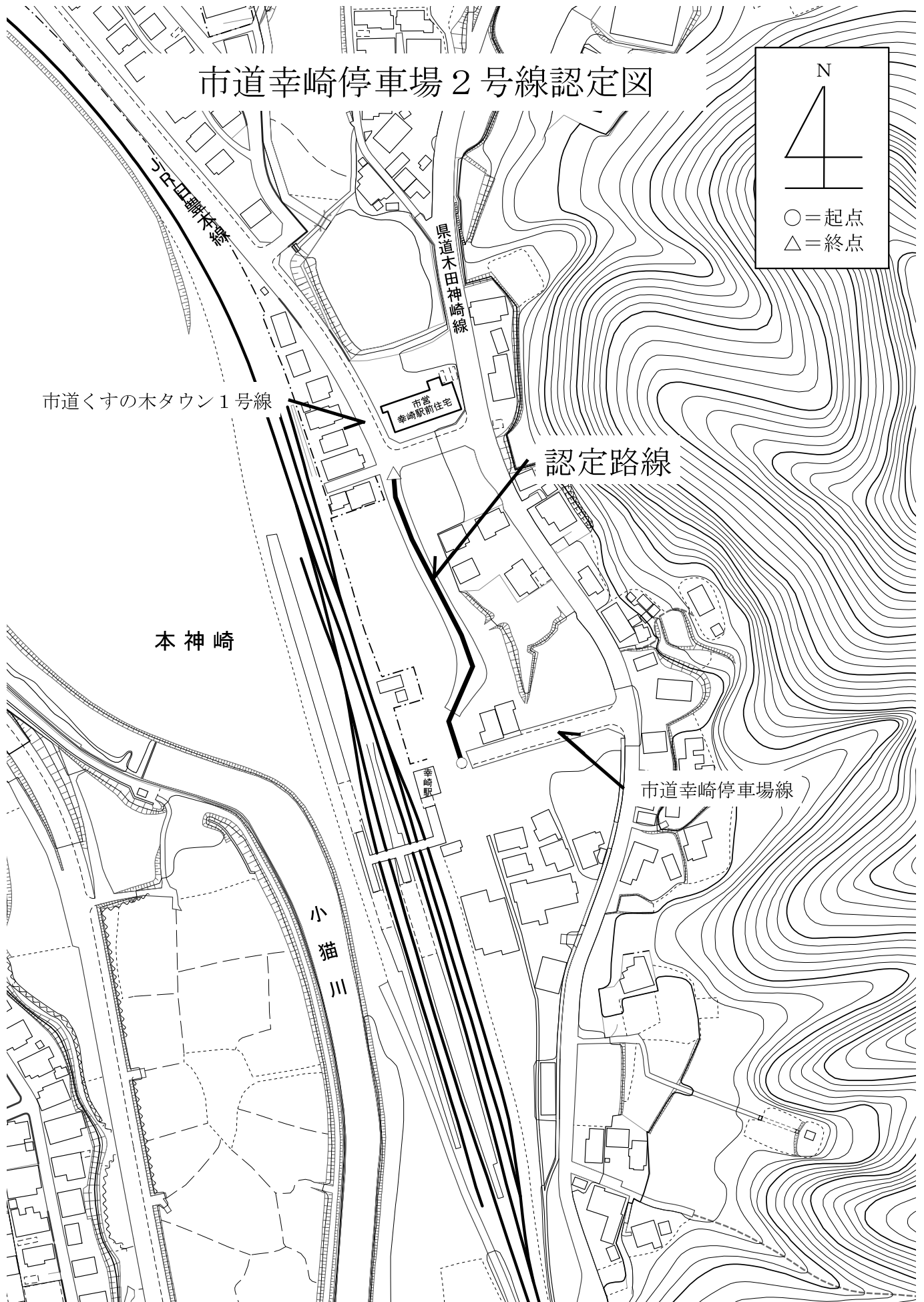
市道荏隈 1 1 号線認定図



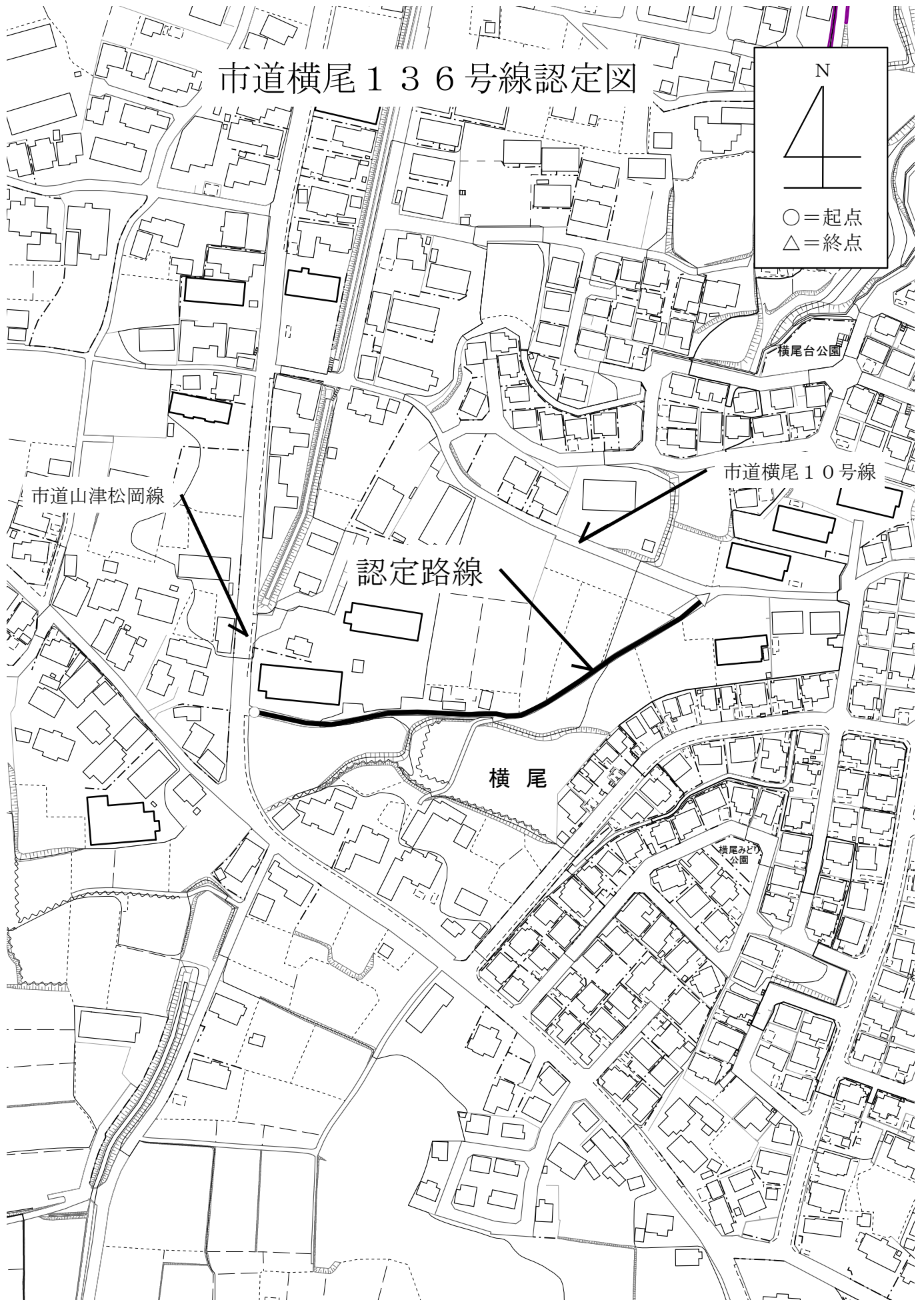
市道木ノ上22号線認定図



市道幸崎停車場 2号線認定図



市道横尾136号線認定図



議第 6 2 号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 賠償の相手方 大分市大手町三丁目 1 番 1 号
大分県
大分県知事 佐 藤 樹一郎
- 2 賠償金額 2,075,700円
- 3 事件の概要

令和 5 年 1 月 2 4 日午後 4 時 3 5 分頃、大分市大字竹下 1 0 2 4 番地先大分都市計画道路臨海産業道路上において、おおいた魅力発信局の軽四貨物車が走行中、路面の凍結によりスリップし、同道路の歩道の車両感知器柱に衝突し、これを破損したものの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第 63 号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 賠償の相手方 大分市
A
- 2 賠償金額 1,463,642円
- 3 事件の概要

令和5年4月28日午前8時45分頃、大分市大字荏隈1410番地先市道深河内桑原線上において、清掃業務課の軽四貨物車が発進しようとした際、前方で一時停止していたAさん運転の軽乗用車に気付くのが遅れたためこれに追突し、同人を負傷させたもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第 6 4 号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 賠償の相手方 臼杵市
 A
- 2 賠償金額 733,720円
- 3 事件の概要

令和5年7月24日午後0時5分頃、大分市明礪町二丁目21番1地先国道442号上において、健康課の軽乗用車が、前方で渋滞のため一時停止していたタクシーに気付くのが遅れたためこれに追突し、同タクシーを運転していたAさんを負傷させたもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

報第 2 号

専決処分した事件の承認について

大分市手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和6年1月19日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項第1号事務の欄中「法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号手数料の名称の欄中「戸籍謄本（抄本）又は戸籍の記録事項証明書交付手数料」を「戸籍謄本（抄本）又は戸籍証明書交付手数料」に改め、同項第6号事務の欄中「閲覧」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、同号金額の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号事務の欄中「又は」を「、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号手数料の名称の欄中「届出（申請）の受理又は届書その他書類の記載事項証明手数料」を「届出（申請）の受理又は届書等記載事項証明手数料」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。以下この号において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
--	----------------------------	-------------------------------------

別表第1の2の項第3号事務の欄中「法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号手数料の名称の欄中「除籍の記録事項証明書」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

<p>(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム（以下この項において「情報提供等記録開示システム」という。）を使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。以下この号において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--	----------------------------	-------------------------------------

請求を行う場合における当該発行 を除く。)		
--------------------------	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。